



2017.07.18

64-078

乗員速報



日本航空乗員組合

TEL 03-6423-2461

FAX 03-5757-0279

mail:jfu64@e-jfu.com

HP: www.e-jfu.com

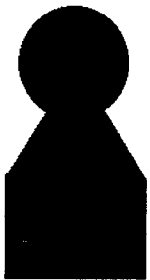
シリーズ「不当労働行為判決を読み解く」⑤

飯塚ディレクターは、労働組合法の「使用者」として行動、権限も行使、だから不当労働行為！



東京高裁判

ポイント4：飯塚ディレクターは、明らかに「使用者」なので、不当労働行為です。



飯塚ディレクターは、あくまで支援機構の会社更生業務を遂行していただけです。だから飯塚ディレクターは労働組合法でいう「使用者」ではありません。「使用者」でない者が交渉の場でどの様な発言をしたとしても、それは不当労働行為にはなりません。

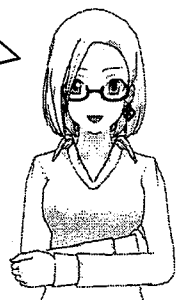
会社の主張

ええっ、今度は言うにこと欠いて、飯塚ディレクターは「使用者じゃない」って！？本気で言ってるの？
支援機構の代表として、団交にも出ていたじゃない！
じゃあ、僕らは一体誰と交渉していたの？



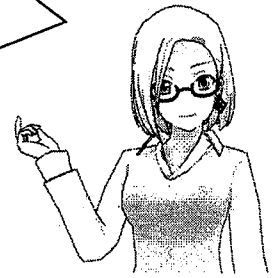
更生会社としての事業計画や財産処分、
人員削減策だって、彼らが説明していたのに、
そんな話は通用しないでしょ！

もちろん、そんな話は通用するわけ
ありませんでしたよ！
高裁判決は、丁寧に論拠を上げて、
飯塚ディレクターが、当時「使用者」
であったことを認定しています。



前提として！

支援機構は裁判所からの選任を受け、日本航空の更生管財人としてその職務を行いました。
更生管財人は事業の経営と、財産の管理処分権を引き受ける立場にあり、発言当時も機構は日本航空の従業員に対して労働契約上の「使用者」としての地位にありました。



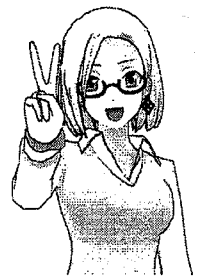
論拠その1！

機構は更生管財人として、人員削減を含む日本航空の更生計画案を裁判所に提出し、日本航空の従業員に対し希望退職者を募集し、それで人員削減目標が達成できなかった場合の整理解雇の人選基準案の提示等を行っています。



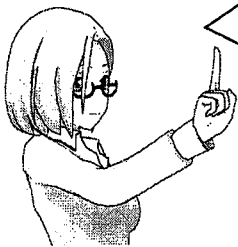
論拠その2！

整理解雇の人選基準案に該当する運航乗務員に対し、月間の勤務割りで乗務させない措置等を指示し、乗員組合の申入れに応じて、人員削減(整理解雇)について参加人らと団体交渉を行っていました。



論拠その3！

本件発言を行った支援機構の飯塚ディレクター及び加藤管財人代理は、使用者である機構の代理人もしくは幹部として、乗員組合への説明会、団体交渉と事務折衝に出席していました。当然、発言の直前も、人員削減(整理解雇)についての乗員組合との団体交渉に出席していました。



飯塚ディレクターは、実質的に労働契約上の「使用者」の権利を行使し、義務を果たしていた。

争議権確立に関して、乗員組合と交渉を行う立場である飯塚ディレクターの行った発言は、機構の判断を伝えるという一面を考慮しても、「使用者」の行為であった。従って、日本航空の主張は採用できない。

